

建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示（単体）

調布市告示第 4 6 7 号

平成 1 7 年調布市告示第 1 5 1 号の全部を改正する。

平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

第 1 趣旨

この告示は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、調布市が発注する工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約並びに総トン数 2 0 トン以上の船舶（以下「船舶」という。）の製造及び修繕の請負契約（以下「建設工事等の請負契約」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）による事業協同組合（以下「組合」という。）を除く。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業種 調布市が発注する建設工事等の種類として、別表第 1 に定めるものをいう。
- (2) 許可 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可をいう。
- (3) 経審 建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定に基づき国土交通大臣又

は都道府県知事が行う経営事項審査をいう。

- (4) 競争入札参加資格 調布市が発注する建設工事等の請負契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は、申請者の施行能力に基づき、別表第1に掲げる業種ごとに等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める。また、等級を定めない業種にあっては、順位のみを定める。この場合において、競争入札参加資格を得た者は、調布市における建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- (5) 登録申請 競争入札参加資格を取得し、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として申請を行うことをいう。
- (6) 共同運営電子調達サービス 東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上及び行政の高度化・効率化を図ることを目的として共同で運営している入札情報・電子入札・資格審査サービスからなる東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。
- (7) 格付 共同運営電子調達サービスが算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。
- (8) 決算日 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいう。
 - ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に規定する事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日
 - イ 個人 12月末日
- (9) 決算月 前号に掲げる決算日の属する月をいう。
- (10) 決算年度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。
 - ア 法人 事業年度
 - イ 個人 第8号イに掲げる決算日以前の1年間
- (11) 審査基準日 登録申請を行うに当たり、基準として定める次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいう。登録申請は、申請日における内容によるものと定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。
 - ア 経審を必要とする業種の登録申請する者 申請時において有効な経審の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）

イ 経審を必要としない業種のための登録申請する者 申請時直近の決算
手続が終了している決算日

(12) 審査対象事業年度 審査基準日を含む決算年度をいう。

(13) C O R I N S 財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁
工事実績情報データベースをいう。

(14) 資格有効期限 登録申請を行った月の直前の決算月の翌月から1年8
月の末日までとする。なお、資格有効期限後、さらに継続して競争入札
参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月（登
録申請を行った月が決算月の場合にあっては、登録申請を行った翌月）
から資格有効期限までに登録申請を行い承認されなければならない。

(15) 適用年月日 建設工事等競争入札参加資格の有資格者として、競争入
札参加資格者名簿に登録された日とする。

(16) 行政書士 行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条第1項の規
定による行政書士名簿の登録を受けた者をいう。

(17) 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことを
いう。

第3 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする者は、次の各号に掲げるところにより申請を行
わなければならない。ただし、第5第1項の規定に該当する者（被補助人、
被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている
者を除く。以下同じ。）は、申請を行うことができない。

(1) 申請者の区分 登録申請を行うことができる者の区分は、次に掲げる
ところによる。

ア 単体企業等（個人又は法人のほか、イに含まれない者のうち法人格
を有するもの）

イ 組合（組合の登録申請その他に関することについては、別に定める。）

(2) 申請の条件等 競争入札参加資格については、次に掲げる条件を備え
ていなければならない。

ア 納税に関する条件 法人については審査対象事業年度の法人税、法
人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消

費税を，個人については審査対象事業年度の所得税，消費税及び地方消費税を完納していなければならない。

イ 業種ごとの条件 登録申請時に，調布市と契約する営業所において各業種ごとに別表第１に掲げる登録申請に必要な条件等を満たしていなければならない。経審必要業種に申請する場合，雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に規定する適用事業，健康保険法（大正１１年法律第７０号）及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に規定する適用事業所は，社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していることが前提となる。また，申請に当たり必要とする経審の種類の総合評定値Ｐ点を有していなければならない。

ウ 同時に登録申請することができない業種 次の表の左欄及び右欄に掲げる業種の組合せについては，同時に競争入札参加資格を得ることができない。

	左欄（業種番号，業種名）	右欄（業種番号，業種名）
組合せ その１	０７ 建築工事 ２９ コンクリートプレハブ ３０ 鉄骨プレハブ	０８ 電気工事 ０９ 給排水衛生工事 １０ 空調工事 ３１００ 解体工事 ３１０１ ひき家 ３７ 一般塗装 ３８ 橋りょう塗装
組合せ その２	０１ 道路舗装工事 ０２ 橋りょう工事 ０３ 河川工事 ０４ 水道施設工事 ０５ 下水道施設工事 ０６ 一般土木工事 ０７ 建築工事 ０８ 電気工事 ０９ 給排水衛生工事 １０ 空調工事	１１ 建築設計 １２ 土木設計 １３ 設備設計 １４ 測量 １５ 地質調査

第４ 申請方法

- (1) 申請方法 登録申請しようとする者は，インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし，画面上の申請書フォームに必要事項を入力し，送信しなければならない。

ホームページアドレス

h t t p s : / / w w w . e - t o k y o . l g . j p / c h o u
t a t u _ p p i j / c m n / t m g / c m n / j s p / i n d e x
Q . j s p

- (2) 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局で発行するＩＣカード電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録しなければならない。
- (3) 申請に使用できる漢字 申請に使用できる漢字は、ＪＩＳ第１水準及び第２水準とする。申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。
- (4) 必要書類の送付 申請に当たり、次に掲げる必要書類（いずれも正本又はその写し（電子送付の場合に限る。）とする。）を提出すること。この場合において、必要書類は、必要事項を入力した申請書フォームを送信した後直ちに申請時に指定される方法により郵送し、又は電子送付しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から３月以内であるもの）

イ 財務諸表（審査対象事業年度及び前審査対象事業年度の決算によるもの）

ウ 身分証明書（発行日が申請日から３月以内であるもの）

エ 登記事項証明書（発行日が申請日から３月以内であるもの）

オ 法人事業税の納税証明書

カ 納税証明書その１（第３第２号アの納付済額を証明するもの）

- (5) 受付番号 登録申請を行い、承認された者に対して、１０桁の数字により構成される受付番号を付する。
- (6) 受付票の印刷 登録申請を行い、承認された者は、第１号に掲げる共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月

日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書が貼付されていないものは無効とする。

第5 競争入札の参加者の資格

調布市は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。

2 調布市は、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) 前各号のいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。
- (2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利

益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(3) 参加者又は参加者の役員等が，暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき。

(4) 参加者又は参加者の役員等が，暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 参加者又は参加者の役員等が，暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら，これを不当に利用するなどしているとき。

4 建設工事等競争入札参加資格の有資格者となった後に，競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は，競争入札に参加することができない。

第6 競争入札参加資格の審査基準

(1) 競争入札参加資格の等級格付，順位等の決定

競争入札参加資格は，個々の申請者が申請した各業種ごとに審査を行い，各業種別に等級及び順位又は順位のみを定める。

(2) 等級区分と審査方法

ア 等級区分

各業種における等級区分と順位は，次の表に定めるところによる。

業種番号，業種名	等級区分
01 道路舗装工事 02 橋りょう工事 03 河川工事 04 水道施設工事 05 下水道施設工事 06 一般土木工事 07 建築工事	A B C D E の5等級 同一等級内において順位を定める。
08 電気工事 09 給排水衛生工事 10 空調工事	A B C D の4等級 同一等級内において順位を定める。
上記以外の業種	等級を定めず，順位のみを定める。

イ 等級と順位を決定する業種の審査方法

競争入札参加資格の審査は，各業種別に第3号に掲げる客観的審査

事項及び主観的審査事項を用いて行う。

第3号アに掲げる方法により算出した客観等級及び第3号イに掲げる方法により算出した主観等級により、当該業種の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した業種の等級はその一致した等級とし、相違した場合はいずれか低い方を当該業種の等級とする。

同一等級内の順位については、第3号アで算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

なお、順位付けについては、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。

ウ 順位のみを決定する業種の審査方法

イと同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を1位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。

エ 同一客観点数の申請者の順位の決定

同一等級内において客観点数が同じ点数となった申請者については、次に掲げる優先順位により順位付けを行う。

(ア) 当該業種の完成工事（完成）高の高位順

(イ) 自己資本額の高位順

(ウ) これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

オ 等級順位等を得られない場合

主観的審査事項における最高完成工事（業務）経歴がない業種の競争入札参加資格については、無格付とし、等級順位等を与えない。

(3) 客観的審査事項及び主観的審査事項

ア 客観的審査事項

次に掲げるところにより業種別に算出した客観点数を別表第2に当てはめ、客観等級を決定する。

(ア) 登録申請に経審を必要とする業種

別表第1において、各業種の登録申請に当たり必要としている経

審の総合評定値 P 点（申請に有効な審査基準日の審査結果が複数あるときは直近のものとし，該当する業種が複数あるときは最も高い点数のもの）を客観点数とする。

経審必要業種に申請する場合，雇用保険法に規定する適用事業，健康保険法及び厚生年金保険法に規定する適用事業所は，社会保険等に参加していることが前提となる。

$$\begin{aligned} \text{※} \quad P \text{ 点} = & 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + \\ & 0.25 \times Z + 0.15 \times W \end{aligned}$$

その他社会性等による点数(W)

下記の W 1 から W 9 の合計した数値を別表第 1 1 (10) に当てはめて得た評点を W とする。

ア W 1 は，別表第 1 1 (1) 1. 経審を必要とする業種により算出した数値とする。

イ W 2 は，別表第 1 1 (2) により算出した数値とする。

ウ W 3 は，別表第 1 1 (3) により算出した数値とする。

エ W 4 は，別表第 1 1 (4) により算出した数値とする。

オ W 5 は，別表第 1 1 (5) により算出した数値とする。

カ W 6 は，別表第 1 1 (6) により算出した数値とする。

キ W 7 は，別表第 1 1 (7) により算出した数値とする。

ク W 8 は，別表第 1 1 (8) により算出した数値とする。

ケ W 9 は，別表第 1 1 (9) により算出した数値とする。

(イ) 登録申請に経審を必要としない業種

第 4 号に掲げる経審不要業種の客観点数算出方法による点数とする。

イ 主観的審査事項

次に掲げるところにより業種別に算出した主観点数を別表第 2 に当てはめ，主観等級を決定する。

(ア) 最高完成工事（業務）経歴

申請者は、次に掲げる条件のいずれも満たす過去の最高完成工事（業務）経歴を、発注者別（発注者の区分は別表第3のとおり。）に申請するものとする。

- a 施行内容が登録申請を行う業種に該当するものであること。
- b 申請者が審査基準日の属する月の末日以前7年間（業種番号02橋りょう工事，03河川工事，19しゅんせつ埋立て及び25地下鉄工事については9年間）の間に完成させたものであること。
- c 申請者が指定地域（東京都，神奈川県，千葉県，埼玉県，茨城県，栃木県及び群馬県の区域とする。ただし，山梨県又は静岡県に本店を有する者は，当該本店が所在する県の区域を加える。）内において施行し，完成させたものであること。ただし，次の表に定める業種については指定地域の条件を除外する。

指定地域内施行の条件を除外する業種（業種番号，業種名）	
1 1 建築設計	4 6 焼却設備
1 2 土木設計	5 2 計装装置
1 3 設備設計	5 3 沈砂池・沈殿池機械設備工事
1 4 測量	5 5 送風機機械設備工事
1 7 船舶	5 6 ばっ気槽散気設備工事
1 9 しゅんせつ埋立て	5 7 汚泥脱水設備工事
2 1 潜かん	5 8 消化槽機械設備工事
2 3 シールド工事	5 9 ガス貯留設備工事
2 4 推進工事	6 1 水道管更生工事
2 5 地下鉄工事	6 2 石綿処理
4 3 水門門扉	9 7 パイプライニング
4 5 水処理装置	9 9 （15）ろ過層処理

- d 都区市町村又は他官公庁（別表第3のとおり）と契約した請負金額が2，500万円以上となる工事を申請する場合は，各業種別に定めたC O R I N Sの工種（別表第4のとおり）に登録されたものでなければならない。

なお，登録は受注時登録又はしゅん工時登録のいずれかにおいて登録があればよいものとする。

- e 建設共同企業体において施行した工事経歴により申請を行う場合は，請負金に当該共同企業体の出資割合による比率を乗じた金額とすること。

- f 1 件の最高完成工事（業務）経歴については、複数の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することはできない。ただし、次の表の左欄の業種に申請したものを右欄の業種の最高完成工事（業務）経歴として申請する場合及び g に該当する場合を除く。

左欄（業種番号，業種名）	右欄（業種番号，業種名）
2 3 シールド工事 2 4 推進工事	0 4 水道施設工事 0 5 下水道施設工事 2 5 地下鉄工事

- g 複数の業種で構成された施行案件を最高完成工事（業務）経歴として申請を行う場合は、当該施行案件の全体の請負金額の中で、申請する業種を施行した部分のみの金額により申請を行うこと。

この場合において、当該業種の施行部分についての請負金額を明らかにする積算内訳書等を提示できるようにしておかなければならない。ただし、当該業種の施行金額が全体の 5 0 %（業種番号 0 7 建築工事においては 7 0 %）を超えている場合は、当該施行案件を一つの業種の最高完成工事（業務）経歴として申請することを条件に、請負金額全額を最高完成工事（業務）経歴の金額として申請を行うことができる。

- h 単価契約等により、一定期間に同様の工事等を複数回にわたり施行した工事（業務）経歴により申請を行うときは、1 回当たりの施行における最高金額により申請をしなければならない（期間満了後の総支払金額を請負金額として申請してはならない。）。

(イ) 主観点数

(7) により発注者区分別に申請した当該業種の最高完成工事（業務）経歴のうち、最も高い金額（発注者区分が民間であるものについては、請負金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額）を当該業種の主観点数とする。

(ウ) 主観点数加算率

次の表に定める条件に該当する場合については、各条件別に記載した加算率により主観点数の加算を行う。

なお、複数の条件に該当した場合の主観点数への加算は、加算率

を合計して行う。

主観点数加算条件		加算率
条件 1	申請者が中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）で規定する中小企業であり，かつ，本店が東京都内にある場合（業種番号 01 道路舗装工事から業種番号 10 空調工事までの業種のみ適用）	20 %
条件 2	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証を取得している者で，認証取得後更新をしていない者（条件 3 に該当しない者）	3 %
条件 3	I S O（国際標準化機構）9000 シリーズの 9001 の認証を取得した後，3 年以上登録を継続し，1 回以上の更新を行い，現在も登録をしている者	5 %
条件 4	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証を取得している者で，認証取得後更新をしていない者（条件 5 に該当しない者）	3 %
条件 5	I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の認証を取得した後，3 年以上登録を継続し，1 回以上の更新を行い，現在も登録をしている者	5 %

備考 1 条件 1 の中小企業の条件は，中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げるところを基準とする。

I S O（国際標準化機構）14000 シリーズの 14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証），特定非営利活動法人 K E S 環境機構認証の K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ 2 以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行わない。

条件 2 から条件 5 までの I S O 認証取得については，公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を，調布市と契約する営業所等において取得している場合とする。

備考 2 エコアクション 21，エコステージ，K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については，次の表に掲げるとおりとする。

エコアクション 21	一般財団法人持続性推進機構の認証を取得していること。
------------	----------------------------

エコステージ	一般社団法人エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ２以上の認証を取得していること。
K E S ・ 環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム ・ ス タ ン ダ ー ド	特定非営利活動法人 K E S 環境機構又は特定非営利活動法人 K E S 環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ２以上の認証を取得していること。

(4) 経審不要業種の客観点数の算出方法

登録申請を行い承認された業種のうち、経審を必要としない業種に関する客観点数は、次に掲げるところにより算出した点数を次の式に当てはめて得た点数とする。

$$\text{客観点数} = 0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2 \times Y + 0.25 \times Z + 0.15 \times W$$

ア 完成工事（完成）高による点数（X１）

当該業種の完成工事（完成）高の金額（審査対象事業年度を含む２年平均又は３年平均を選択）を、別表第５に当てはめて得た評点を X１とする。

イ 自己資本額及び平均利益額による点数（X２）

(ア) に掲げる X２１ と (イ) に掲げる X２２ の点数を加算した点数を別表第８に当てはめて得た評点を X２ とする。

(ア) 自己資本額点数（X２１）

審査対象事業年度の自己資本の額（純資産合計の額）又は審査対象事業年度と前審査対象事業年度の平均自己資本額（２年平均）を別表第６にあてはめて得た評点を X２１ とする。

(イ) 平均利益額点数（X２２）

審査対象事業年度と前審査対象事業年度の利払前税引前償却前利益（営業利益＋減価償却実施額）の２年平均の額を別表第７にあてはめて得た評点を X２２ とする。

ウ 納税額による点数（Y）

審査対象事業年度の法人税又は所得税の納税済額を別表第９に当てはめて得た評点を Y とする。

エ 技術職員数及び元請完成工事（完成）高による点数（Z）

(ア) に掲げる Z 1 の点数に 5 分の 4 を乗じたものと (イ) に掲げる Z 2 の点数に 5 分の 1 を乗じたものの合計した数値を Z 1 とする。

(ア) 技術職員数点数 (Z 1)

登録申請を行い承認された業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数を下記数式に入れて算出した技術職員数値を、別表第 10 (1) に当てはめて得た評点を Z 1 とする。ただし、申請業種「船舶」及び「ろ過層処理」については、当該業種に従事する技術職員（直接的かつ恒常的に雇用している者）の人数に 5 を乗じた数値を技術職員数値とする。

技術職員数値 = 1 級監理受講者数 × 6 + 1 級技術者数 × 5 + 基幹技能者数 × 3 + 2 級技術者数 × 2 + その他技術者数 × 1

注 1 1 級監理受講者とは、1 級技術者であって、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者（ただし、直前 5 年以内に講習を受講した者に限る。）

注 2 基幹技能者は、登録基幹技能者講習を修了した者

(イ) 年間平均元請完成工事（完成）高点数 (Z 2)

当該業種の審査対象事業年度を含む 2 年又は 3 年の年間平均元請完成工事（完成）高の金額を、別表第 10 (2) にあてはめて得た評点を Z 2 とする。ただし、審査対象事業年度を含む 2 年平均又は 3 年平均の選択については、X 1（完成工事高）の方法と同一でなければならない。

オ その他の社会性等による点数 (W)

下記の W 1 から W 4 の合計した数値を別表第 11 (10) に当てはめて得た評点を W とする。

(ア) W 1 は、別表第 11 (1) 2. 経審を必要としない業種により算出した数値とする。

(イ) W 2 は、別表第 11 (2) により算出した数値とする。

(ウ) W 3 は、別表第 11 (3) により算出した数値とする。

(エ) W 4 は、別表第 11 (4) により算出した数値とする。

(5) 変更申請に伴う主観点数の再審査

ISO9000シリーズの9001又は14000シリーズの14001，エコアクション21，エコステージ，KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「ISO関連」という。）に関する変更申請があった場合は，(3)イ(ウ)主観点数加算率による主観点数の再審査を行う。ただし，業種番号01道路舗装工事から業種番号10空調工事までの業種については，資本金又は本店所在地に関する変更申請があった場合も，主観点数の再審査を行う。

第7 申請内容を証明する書類

登録申請者は，申請後に調布市から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは，これを提示し，又は提出しなければならない。

第8 競争入札参加資格の審査結果の確認，変更等

(1) 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は，審査が終了次第，登録申請者が共同運営電子調達サービスにて確認を行う。

(2) 資格の取消し

次に掲げる場合は，直ちに競争入札参加資格の取消申請をすること。

なお，次に掲げる場合にかかわらず，建設工事等競争入札参加資格の有資格者の事情により，その資格の全部又は登録業種の一部を取り消すことができる。

ア 資格有効期限内に，地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

イ この公示による競争入札参加資格を有する者が，資格有効期限内に各業種に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

(3) 変更申請

申請内容のうち，次に掲げる事項に変更があったときは，共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし，所定の手続により速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし，次に掲げる事項以外の変更（合併又は分割，事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）

については，既に登録している資格を取り消し，新たに登録申請を行わなければならない。

ア 建設業許可番号

イ 商号又は名称

ウ 代表者

エ 本店所在地

オ 登記上の本店所在地

カ 使用印の登録有無

キ 代理人

ク 資本金

ケ 担当者

コ ISO関連

サ 実印，代理人印又は使用印

(4) 登録業種の追加

次期の登録申請を行うまでの期間中については，登録業種の追加の申請をすることはできない。

(5) 虚偽申請をした者の取扱い

申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した者については，競争入札参加資格を与えない。

また，建設工事等競争入札参加資格の有資格者となった後，虚偽の申請をしたことが判明した者については，調布市が定める期間，競争入札への参加はできない。

第9 代理申請

(1) 行政書士による行政書士登録

ア 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は，事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入のうえ，インターネットを利用して共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし，当該電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。

イ 登録に使用できる文字

行政書士の登録に使用できる文字は、J I S 第 1 水準及び第 2 水準とする。登録内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。

ウ シリアル番号

行政書士の登録を行った者については、8 桁の数字により構成されるシリアル番号を付する。

エ 登録の取消し

行政書士の登録は、行政書士の事情により、いつでもその登録を取り消すことができる。ただし、行政書士法第 7 条第 1 項の規定に該当することとなった場合は、直ちに登録の取消しをしなければならない。

オ 変更登録

行政書士の登録内容のうち、次に掲げる内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに該当内容の変更を登録しなければならない。

- (ア) 行政書士名
- (イ) 行政書士登録番号
- (ウ) 商号又は名称
- (エ) 事務所所在地
- (オ) 電子メールアドレス
- (カ) 電話番号

(2) 申請者による代理申請の設定及び解除

代理申請を依頼する申請者は、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も、また同様とする。

なお、行政書士による行政書士登録の取消しがあったときは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。

(3) 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請について、登録申請の方法にあっては第 4 の

規定の例に，取消申請及び変更申請に関する手続にあつては第8の規定の例による。ただし，行政書士が使用する電子証明書は，第1号アの規定によるものとする。

第10 その他

(1) 競争入札参加資格者名簿の公開

建設工事等競争入札参加資格者名簿については，共同運営電子調達サービスのサイトにおいて，適用年月日から公開する。

(2) 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については，その全部又は一部を公表することがある。

(3) 他の地方公共団体等への情報提供

各申請者から申請された内容及び審査結果については，契約事務に必要な範囲で他の地方公共団体等に情報を提供することがある。

(4) その他の調布市における建設工事等競争入札参加者の資格に関する取扱いについては，別に定める。

附 則

- 1 この告示は，平成20年11月1日から施行する。
- 2 平成24年10月17日から平成26年1月31日までの間における第3の規定の適用については，第3第2号イ中「もの」とあるのは，「もの（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成24年国土交通省令第52号）による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び平成20年国土交通省告示第85号（建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第523号）による改正前の平成20年国土交通省告示第85号により審査された経審の審査結果で，建設業法第27条の27並びに第27条の29第1項及び第3項の規定による通知において「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」のいずれかの項目について「無」とされたものを除く。）」とする。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日告示第 143 号）

この告示は，平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 4 月 30 日告示第 159 号）

この告示は，平成 22 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 26 日告示第 466 号）

この告示は，平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 9 月 11 日告示第 364 号）

この告示は，平成 24 年 10 月 17 日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 4 第 2 号の改正規定及び同号アからエまでを削る改正規定 平成 24 年 10 月 1 日
- (2) 第 9 第 1 号アの改正規定（「日本商工会議所又は」を削る部分に限る。） 平成 25 年 1 月 24 日

附 則（平成 27 年 3 月 23 日告示第 80 号）

この告示は，平成 27 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 157 号）

この告示は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日告示第 307 号）

この告示は，平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 122 号）

この告示は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年５月２７日告示第２９号）

この告示は，令和元年６月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月３０日告示第４６９号）

この告示は，令和３年１２月１日から施行する。

附 則（令和７年１２月２６日告示第３９３号）

この告示は，令和８年１月１日から施行する。